

## 幼保連携型認定こども園 コウガの森・共和 園則

### (目的)

第1条 社会福祉梅花福祉会（以下「本法人」という。）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条）（以下「認定こども園法」という。）に基づき設置する幼保連携型認定こども園（以下「本園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるように適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

### (名称及び所在地)

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園 コウガの森・共和と称する。

2 本園の所在地は、埼玉県本庄市児玉町蛭川885番に置く。

### (認可定員)

第3条 本園の認可定員（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第16条第4号に規定する利用定員をいう。）は、子ども・子育て支援法（以下、この条において「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（満3歳以上児で次号に該当するものを除く。以下「1号認定の子ども」という。） 8人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 37人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。） 25人（うち、満1歳児の子ども 13人）

### (利用定員)

第4条 本園の利用定員（法第31条第1項に規定する本庄市が定める利用定員をいう。）は、次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども 8人
- (2) 2号定員子ども 37人
- (3) 3号認定子ども 25人（うち、満1歳児 13人）

(学年及び学期)

第5条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(1号認定子どもへ教育を提供する時間及び週数、並びに提供を行わない日)

第6条 本園において1号認定子どもへ教育を提供する時間及び週数、並びに提供を行わない日は、次のとおりとする。

ただし、本園の管理運営上必要があると認める場合は、当該日及び時間を変更することができる。

(1) 教育を提供する時間及び教育週数

原則として、午前8時00分から午後4時までとする。ただし、その週数は毎年度39週を下回らないものとする。また、前記以外の時間帯において、保護者が預かりを必要とする場合は、午前7時00分から午前8時00分まで又は午後4時00分から午後7時00分までの間で、預かり保育の提供を行うことができる。

(2) 教育の提供を行わない日

(ア) 土曜日、日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 特別保育期間 本園が年間行事予定表に定める特別保育期間に該当する日

(2号認定子どもへ教育・保育及び3号認定子どもへの保育を提供する日及び時間、並びに提供を行わない日)

第7条 本園において2号認定子どもへ教育・保育及び3号認定子どもへの保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日は、次のとおりとする。

(1) 保育の提供を行う日

月曜日から土曜日までとする。

(2) 保育の提供を行う時間

(ア) 保育標準時間認定を受けた子どもに係る保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(イ) 保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間

午前8時00分から午後4時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 保育の提供を行わない日

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの間

(教育・保育の内容)

第 8 条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年度内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 健康、人間関係、環境、言葉、表現その他園長が必要と認めた教育・保育
- (2) 延長保育事業
- (3) 一時保育事業
- (4) 地域子育て支援拠点事業

(地域における子育て支援)

第 9 条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

- (1) 育児相談

実施曜日：原則として、毎週月曜日から金曜日、実施時間：9 時～16 時 30 分

- (2) 園庭開放

実施曜日：原則として、毎週月曜日・金曜日、実施時間：9 時～14 時

- (3) 絵本の貸し出し

実施曜日：原則として、毎週水曜日

- (4) 講演会

年に 2 回

(職員の職種及び員数)

第 10 条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 園長              | 1 人 |
| (2) 副園長             | 1 人 |
| (3) 主幹保育教諭          | 1 人 |
| (4) 保育教諭            | 8 人 |
| (5) 保育教諭（子育て支援事業専任） | 1 人 |
| (6) 栄養士             | 1 人 |
| (7) 調理員             | 1 人 |
| (8) 学校医             | 1 人 |
| (9) 学校歯科医           | 1 人 |
| (10) 学校薬剤師          | 1 人 |
| (11) 事務職員           | 1 人 |

2 前号に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

(教育・保育利用の開始に関する事項)

第 11 条 本園の利用開始にあたり、1 号認定子どもについては、保護者が直接本園に申し込むことを原則とし、2 号及び 3 号認定の子どもについては、市町村による利用調整を経るものとする。

(転園、休園、退園及び卒園等に関する事項)

第 12 条 本園は、転園及び卒園による教育・保育の終了に際して、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

2 休園又は退園しようとする者の保護者は、その理由を具して、園長に届け出るものとする。休園する際は、休園の理由によっては本園から保護者への必要な情報提供を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

3 本園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与するものとする。

4 心身の発達著しく、他の園児の模範となる者は、これをほう賞する。

(利用者負担その他の費用)

第 13 条 利用者負担額（保育料）は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して園児が居住する市町村が定める額を支払わなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる費用のうち、入園料及び入園申込金については入園申込書と同時に、その他の費用については毎月 25 日（銀行休日の場合は翌営業日）に納付しなければならない。

入園料（1 号認定子ども 年間講師指導料）	20,000 円
入園申込金（1 号認定子ども 入園手続き料）	5,000 円
給食費（1 号認定子ども）	6,000 円
主食代（3 歳児以上）	800 円
絵本代（希望制）	400 円

(緊急時における対応方法及び非常災害対策等)

第 14 条 本園は、園児の安全を図るため、認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法 29 条第 1 項の規定により危険等発生時対処要領を作成し、訓練を行うものとする。

2 本園は、埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 18 年埼玉県条例第 67 号）第 6 条第 2 項の規定により避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月 1 回行い、同条例第 3 項の規定により、園児の特性に応じ、食糧

その 他の非常災害時時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

- 3 本園は、認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法並びに本庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 32 条の規定に従い、事故等が発生した場合には、園児の保護者及び市町村への連絡、警察その他関係機関との連携、事故再発防止対策、事故の記録その他必要な措置を図るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 16 条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第 17 条 この園則実施に必要な細則は、園長が別に定める。

附則

この園則は、運営規程を兼ねる。

この園則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。